令和元年 10 月 1 日

大口使用者特割制度のご案内

北九州市上下水道局

はじめに

本市の水道料金について、お客さまがより水道を使いやすくなるよう、平成２１年４月検針分から、単価の高い多量使用区分の料金を中心に引下げを行いました。

さらに、大口使用のお客さまの業務を応援するため、平成２１年４月から大口使用者特割（個別需給給水契約）制度を実施しています。

大口使用者特割制度とは
（個別需給給水契約）

●水道水を安く提供します。

一定の条件の下で、上下水道局が設定する「基準水量」を超えて使用した水道水を安い単価で提供します。

●お客さまの申出により個別に契約していただきます。

●使用水の抑制にご協力いただく場合があります。

渇水時等で特に必要があるときに、使用水量の減量を求めることがあります。

★お申込を希望される方は、ご相談ください。

適用の要件

本契約を結ぶには、お客さまが次の要件をすべて満たしていることが必要となります。

●本市水道を１年間以上使用していること

●本契約申込み前の直近１０年間で、１つのメーターにつき水道水の使用量が、１月で３，０００㎥以上の使用実績があること

●用途が一般用であること（※集合住宅を除く）

●水道料金を滞納していないこと

●本契約の解除後、１年以上経過していること

☆平成２１年４月以降、新たに地下水等利用専用水道を設置した場合は対象外とします。（廃止後、１年以上経過したものを除く）

※地下水等利用専用水道とは、水道法第３条第６項に規定する専用水道で、地下水などを水源とする専用水道を言います。

契約期間

●本契約の期間は、契約を結んだ日から、その日の属する年度末（３月３１日）までとなります。

●契約期間終了の１箇月前までに、契約解除の申出がない場合は、契約期間を同一条件で継続します。（※７年ごとに基準水量見直し。）

【契約期間イメージ】

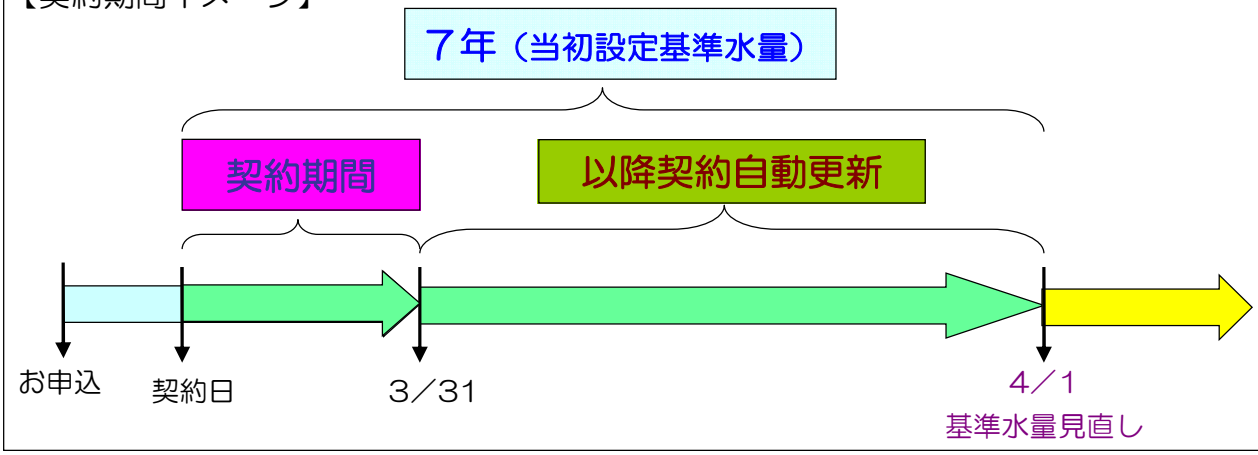

基準水量（１か月）

●本契約申込み月を除く直近１年間のうち、最も使用水量の多い月の水量（最大使用水量）を基に算定します。
●最大使用水量が 1,000 ㎥に満たない場合は、1,000 ㎥とします。
●基準水量は、７年間適用されます。

【基準水量算定期間イメージ】

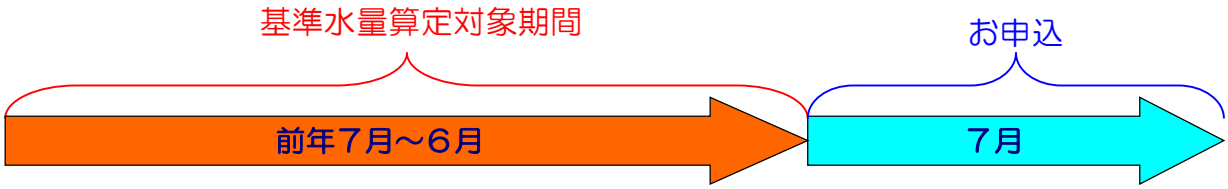

基準水量の計算方法

本契約の申込み前の直近１年間のうち、
最も使用水量の多い月の水量（最大使用水量）÷使用日数×３０日

※ 100 ㎥未満の端数は、切捨てます。
※ 最大使用水量が、認定された使用水量（水道メーターの異常、水量不明及び漏水など）の場合は、最大使用水量の対象外とします。

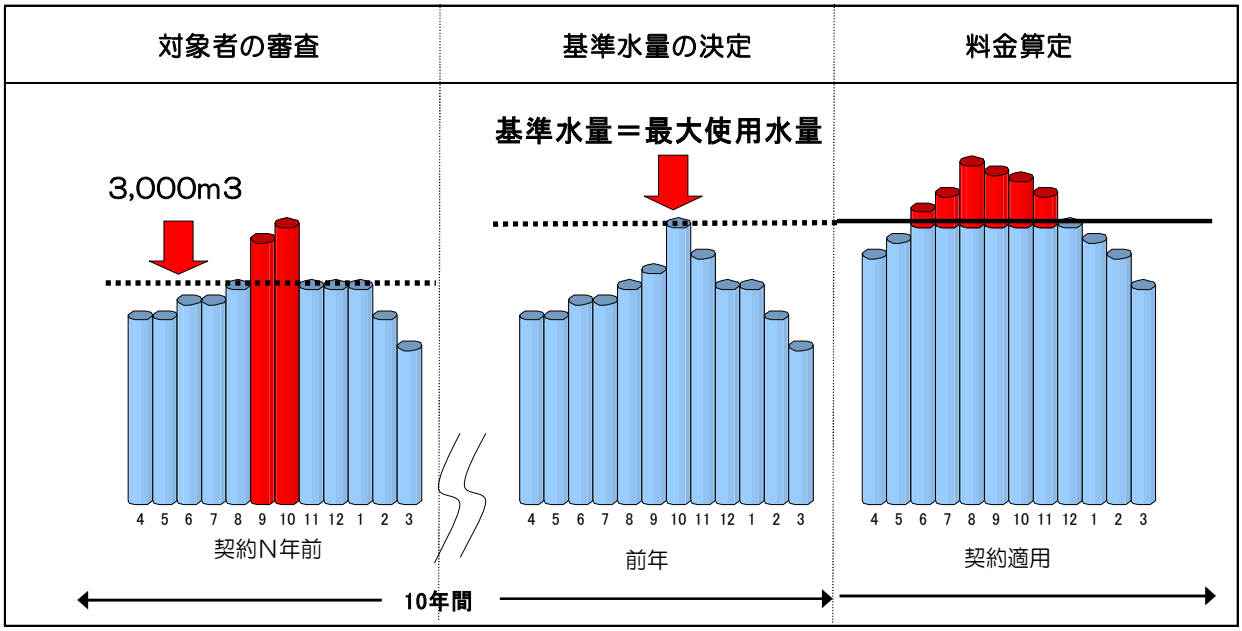

水道料金について

通常の従量料金単価が３１０円/㎥（税抜き、１月あたり 1,000 ㎥以上）のところ、
●基準水量を超えて使用した水量分の単価が、１６０円/㎥（税抜き）
となり、通常料金より 150 円/㎥安くなります。

１ 料金算定

基本料金	口径（㎜）	40	50	75	100	150	200	250	300
	料金	4,500	9,840	21,600	45,200	124,100	255,700	432,000	687,000

従量料金	使用水量（㎥）	1～25	26～50	51～200	201～1,000	1,001～
	単価	122	156	208	288	310

大口特割

1,001～基準水量まで	基準水量を超える水量
310	160

●料金＝（基本料金＋従量料金）×1.1（1 円未満端数切捨て）

２ 計算例

・口径 100 ミリ、使用水量 8,000m³、基準水量 7,000m³ の場合

	水量（㎥）	計　算	料金	
基本料金	―	―	45,200	…①
従量料金	1 ㎥～25 ㎥までの 25 ㎥	122 円×25 ㎥	3,050	…A
	26 ㎥～50 ㎥までの 25 ㎥	156 円×25 ㎥	3,900	
	51 ㎥～200 ㎥までの 150 ㎥	208 円×150 ㎥	31,200	
	201 ㎥～1,000 ㎥までの 800 ㎥	288 円×800 ㎥	230,400	
	1,001 ㎥以上の 7,000 ㎥	310 円×7,000 ㎥	2,170,000	
		従量料金の計	2,438,550	…②
水道料金		（①＋②）×1.1	2,732,125	…③

大　口　特　割　契　約

	水量（㎥）	計　算	料金	
従量料金	1 ㎥～1,000 ㎥までの 1,000 ㎥		268,550	…A
	1,001 ㎥～基準水量までの 6,000 ㎥	310 円×6,000 ㎥	1,860,000	
	基準水量を超える 1,000 ㎥	160 円×1,000 ㎥	160,000	
		従量料金の計	2,288,550	…④
水道料金		（①＋④）×1.1	2,567,125	…⑤

１６５，０００円お得になります（③－⑤）

●つまり、お得になる料金＝基準水量を超える水量×△150 円×1.1

料金適用時期

① １日～20 日のお申込は、申込月契約、翌月検針分から制度適用
② 21 日～月末のお申込は、申込月の翌月契約、翌々月検針分から制度適用

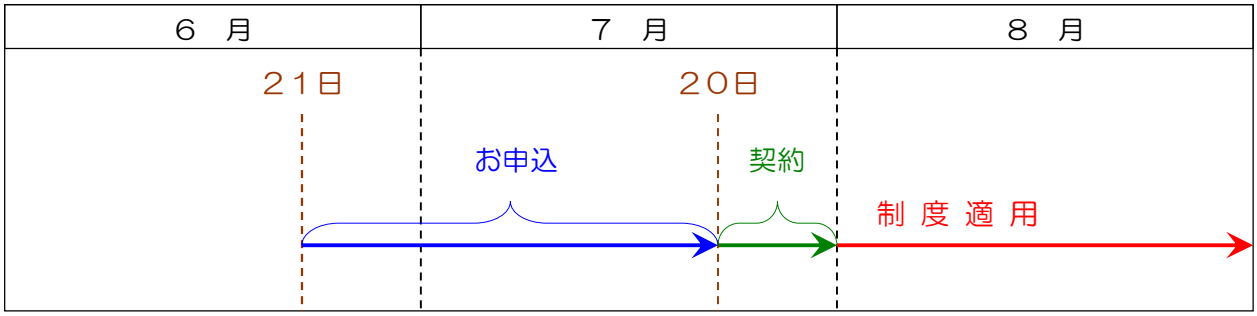

契約の解除

次の場合には、契約を中途解除します。

●水道の使用を中止したとき
●契約後、一般用以外に用途を変更したとき
●料金を滞納するなど契約者の義務を誠実に履行しないとき
●新たに地下水等利用専用水道を設置したとき

お問合せ、お申し込み

●申込書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送で下記までお申込みください。

お問合せ、お申込み
北九州市上下水道局総務経営部総務企画課
〒803-8510　北九州市小倉北区大手町１番１号
TEL：093-582-3135　FAX：093-582-3100

※申込書は、ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

北九州市上下水道局ホームページ　https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/

●使用水量や水道料金等のお知らせは、上下水道局より、郵送します。

大口使用者特割制度に関するQ&A

Q１　最大使用水量を基準水量にするのはなぜ？

A１　大口のお客さまの経済活動などが、より活発に展開されるよう応援するため、過去１年間の最大使用水量を基準として設定しています。

Q２　基準水量に満たない状態が続いた場合、基準水量を見直してもらえるのか？

A２　一度契約を解除し、一年以上経過すれば、新しい基準水量で契約できます。契約解除等についてご相談ください。

Q３　単価は、１６０円（税抜き）のまま変わらないのか？

A３　水道料金を見直すときに、変更することがあります。

Q４　早めに申込む方が得なのか？

A４　必ずしも早く申込む方がお得になるとは限りません。お客さまが、使用実績や将来の事業計画等を考慮し、契約の申込を行って下さい。

契約申込みに当たって、以下の内容をご一読下さい。

○北九州市水道条例【抜粋】

（個別需給給水契約）

第２９条　管理者は、別に定める条件に該当する水道の使用者と、個別に、基準となる使用水量（以下この条において「基準水量」という。）を定めて、給水契約（以下この条において「個別需給給水契約」という。）を締結することができる。

２　個別需給給水契約を締結した場合においては、基準水量を超える部分の従量料金に係る別表第２の規定の適用については、同表中「３１０円」とあるのは、「１６０円」とする。

３　管理者は、特に必要があると認めるときは、個別需給給水契約を締結している水道の使用者に対し、期間を定めて使用水量の減量を求めることができる。

４　前３項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

○ 北九州市上下水道局個別需給給水契約規程

（趣旨）

第１条　この規程は、北九州市水道条例（昭和３８年北九州市条例第１１９号。以下「条例」という。）第２９条第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する個別需給給水契約（以下「契約」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（適用対象者）

第２条　条例第２９条第１項の別に定める条件に該当する水道の使用者（以下「適用対象者」という。）とは、市の水道を１年間以上継続して使用している者（一般用として使用する者に限る。）のうち、次条に規定する契約の申込みの日（第５条において「申込日」という。）の属する月前１０年間において、１月につき３，０００立方メートル以上の水量（契約の申込みに係る水道メーター（以下「水道メーター」という。）により計量された水量に限る。）を使用したことがあるものをいう。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　水道メーターが設置された給水装置を共同で使用している者

（２）　条例第４０条の２又は第４１条の規定により給水を停止されている者

（３）　平成２１年４月１日以後に地下水等利用専用水道（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第６項に規定する専用水道のうち市の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道以外のものをいう。以下この項において同じ。）を設置した者及び当該地下水等利用専用水道を廃止した日から１年を経過していない者

（４）　契約が解除された日から１年を経過していない者

（契約の申込み）

第３条　契約の申込みをしようとする者は、管理者に個別需給給水契約申込書を提出しなければならない。

(契約の締結)

第４条　管理者は、前条の規定による個別需給給水契約申込書の提出があったときは、申込みをした者が適用対象者に該当するかどうかについて審査の上、契約を締結するものとする。

２　前項に規定する契約の締結は、管理者が当該契約の相手方（以下「契約者」という。）に次に掲げる事項を記載した個別需給給水契約決定通知書を交付することにより行う。

（１）　契約者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

（２）　水道メーターが設置されている場所及び施設の名称

（３）　条例第２９条第１項に規定する基準となる使用水量（以下「基準水量」という。）

（４）　契約期間

（５）　第７条の規定による従量料金の適用を開始する月

(基準水量の算定方法)

第５条　基準水量は、申込日の属する月前１年間のうち使用水量が最も多い月の使用水量（条例第３１条の規定により認定された使用水量を除く。）に、３０日を使用日数（当該使用水量の計量に係る期間の日数をいう。）で除して得た数を乗じて得た水量（その水量が１，０００立方メートル未満となるときは、１，０００立方メートルとし、その水量に１００立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(契約期間等)

第６条　契約の期間は、契約を締結した日（以下「契約開始日」という。）から当該契約開始日の属する年度の３月３１日までとする。

２　管理者は、契約の期間が終了する日の１箇月前までに契約者から契約の解除の申出がないときは、契約の期間を１年延長するものとする。

３　契約の期間が契約開始日から引き続き７年を超えることとなるときは、契約開始日から７年を経過する日の属する年度の初日を基準日とし、基準日以降７年ごとに基準水量の見直しを行う。

４　前項の基準水量の見直しについては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「申込日」とあるのは、「年度の初日」と読み替えるものとする。

(従量料金の適用)

第７条　条例第２９条第２項の規定は、契約開始日の属する月の翌月の定例日における従量料金の算定から適用する。

(契約の解除)

第８条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　契約者が、水道の使用の中止又は用途の変更をしたとき。

（２）　契約者が、第２条第１号から第３号までに掲げる者に該当することとなったとき。

（３）　契約者が、水道の使用者としてなすべき義務を誠実に履行していないと管理者が認めるとき。

（４）　管理者が、契約を継続することが困難な特別な事情があると認めるとき。

(その他)

第９条　個別需給給水契約申込書等の様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。